

仕 様 書

1. 件 名 ネットワークの管理・運用支援業務

2. 履行場所

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下、「国際農研」）
熱帯・島嶼研究拠点（以下、「拠点」）（〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里川良
原 1091-1）

3. 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日 8時30分～14時30分

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および年末年始（12/29～1/3）、ならびに国際農研担当職員が指定する20日間（事前に国際農研と日程調整を実施した業務を要しない日）を除く。また、国際農研担当職員の判断・指示により、緊急での対応を要する場合や、人事異動に伴う作業繁忙期等、上記時間外の業務を要請する場合がある。国際農研担当職員の要請に基づき実施した、上記時間外の業務時間は、国際農研担当職員と事前調整の上、他の業務実施日に振り替え、業務時間の調整を行うものとする。

4. 目 的

国際農研は日本国内の研究拠点（茨城県つくば市、沖縄県石垣市）における業務に加え、開発途上地域における農林水産業研究を実施しており、業務用の情報機器等を海外に持参する機会が多い。本業務は、セキュリティ等に関する情報を入手し、適切な対策を実施することによって、国際農研（拠点）が保有する情報関連機器のセキュリティ対策の徹底と安定稼働のための環境確保を目的とする。。

5. 業務の内容

- 1) 受注者は、以下の業務（具体的な業務は別添の「拠点において行う業務の詳細」を参照）を遂行するため、「6. 業務作業者の要件」を満たす1名の技術者を本業務作業者として拠点（沖縄県石垣市）に常駐させる。
- 2) 本業務による主な管理対象機器等は以下のとおりとする。
 - ・ 拠点（沖縄県石垣市）の職員等（70名程度）が使用するPC（業務用持ち出し機器を含む：90台程度）とその周辺機器（プリンタ、ハブ、NAS、スキャナ等を含む）
Windows OS : 10以降製品

mac OS : 12以降製品

- ・ 拠点共用機器 (NAS、共有端末、テレビ会議システム 等)
- ・ 拠点に設置されたネットワーク関連機器

6. 業務作業者の要件

- 1) Windows OS (10以降製品) 及び mac OS (12以降製品) に関するユーザサポート経験を有し、OS のインストール、ネットワーク、メール等に関する初期設定、トラブル対応等が可能なこと。
- 2) ウイルス対策、ネットワークに関するユーザサポート及びトラブルシューティング対応経験を有すること。
- 3) LAN 管理に関する基本的知識を有すること。
- 4) 情報セキュリティ対策に関する知識を有すること。
- 5) Microsoft 365 運用管理に関する知識を有すること。

7. 契約条件等

1) 業務体制の構築

受注者は、拠点に常駐する業務作業者及び常駐する業務作業者では十分に対応できない場合に後方支援 (電話・メール等) にあたる業務毎の体制を構築するとともに、各担当者及び総括する者の氏名、連絡先等を記載した業務体制表を受注後、速やかに発注者に提出すること。体制に変更がある場合は、2週間前までに国際農研担当職員に申し出ること。受注者が配置した業務作業者について、発注者が不相当と認めた場合、受注者は早急に交代要員を配置すること。

2) 作業報告書の提出

本業務作業者は週毎の作業について簡潔な報告書を作成し、監督者に提出すること。また、ヘルプ作業については、トラブルの内容と対応内容を明確に記述したリストを作成し、作業報告書とともに提出するとともに、再発防止に向けたユーザへの指導を行うこと。

3) 拠点が保有する機器等の使用

本業務遂行に必要となる拠点の機器、資料、施設、設備、電力は国際農研担当職員等の許可を得て、無償で利用できるものとする。ただし、本業務中に故意または過失により、拠点の施設、設備及び機器等に汚損、破損等が生じた場合は、受注者の責任において速やかに原状回復すること。

8. その他

- 1) 業務遂行上の疑義が発生した場合は、速やかに国際農研担当職員に申し出ること。発生した疑義は協議の上、対応を決定する。
- 2) 別添の「拠点において行う業務の詳細」以外の業務の必要性が生じた場合には、国際農研担当者等と対応を協議し、経費が伴う場合には別途発

注を行うものとする。

- 3) 本業務の実施にあたっては、当センターの定める諸規程を遵守するとともに、本業務に従事したことにより知り得た情報を本業務以外の目的のために使用してはならない。また、その情報の取り扱いについては、本契約期間にかかわらず、契約終了後も第三者へ漏洩してはならない。
- 4) 履行期間満了に伴い受注者が変更となる場合は、変更する受注者に対して所要の情報開示等を行い、業務の遂行に支障が生じないようにすること。
- 5) 別紙の情報セキュリティに関する共通事項を遵守すること。

情報セキュリティに関する共通事項

1. 受注者は「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び国際農研情報セキュリティ関係規程を遵守すること。
2. 受注者は、別添「調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」を遵守するとともに、本特約条項第1条に従い、契約締結後、別添「調達における情報セキュリティ基準」第2項第8号に規定する「情報セキュリティ実施手順」を作成し、国際農研の確認を受けること。
3. 受注者は、本業務の実施のために国際農研から提供され又は許可を受けたものを除き、国際農研が保有する情報にアクセスしてはならない。